

令和6年度

舗装診断士 資格試験

受験の手引き

受付期間：令和6年2月 5日（月）
～2月22日（木）

試験日：令和6年6月23日（日）

目 次

1. 舗装診断士資格試験の概要	2
2. 舗装診断士の資格取得まで	2
3. 舗装診断士資格試験の受験資格	3
4. 試験の日時および試験内容	4
5. 試験地	4
6. 受験手数料	4
7. 受験申込時に必要な書類	5
8. 受験申込の受付	6
9. 受験票の送付	6
10. 受験地の変更	6
11. 住所等の変更	7
12. 受験の辞退	7
13. 受験にあたっての注意	7
14. 合格発表	8
15. 登録申請	8
16. 登録更新申請	8
※ 参考（出題範囲等）	10
※ 各種届出書類	11

一般社団法人 日本道路建設業協会

この手引きは、申込書類の作成から合格発表までの間必要となりますので、
印刷して大切に保管して下さい。

一般社団法人 日本道路建設業協会(以下「協会」という。)は、個人情報の適正な取扱いの確保に努めるため、国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン(平成16年12月2日国土交通省告示第1500号)の趣旨に基づき本指針等を作成し、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。

1. 個人情報の利用目的

協会が収集する個人情報の利用目的は次のとおりです。

ここに定めない目的で収集する場合は、その際に、利用目的を明示します。

- (1) 道路技術及び道路用資材に関する調査研究のため
- (2) 道路に関する試験・研修実施のため
- (3) 道路に関する技術の指導、受託のため
- (4) 道路建設行政及び道路技術に関する情報の収集整理及び提供のため
- (5) 舗装診断士、舗装施工管理技術者資格試験等実施のため
- (6) 各種契約管理のため
- (7) 役員員等の人事管理、連絡及び施設、機器の管理のため

2. 個人情報の公開

協会では、個人情報は業務上必要がある場合にのみ利用し、外部に提供することはありません。ただし、法令により開示の要請がある場合に限り、個人情報を提供する場合があります。

3. 個人情報の提供

協会が発行する舗装施工管理技術者資格者証の情報(資格区分、登録番号、氏名、生年月日、取得年月日、所属等)及び舗装診断士資格者証の情報(登録番号、氏名、生年月日、取得年月日、所属等)は、公共工事の発注者(国、地方自治体、特殊法人等公的機関)において、建設業者の資格審査や業務実施体制の確認等を目的として利用されます。

上記以外の個人情報は、本人の同意を得て名簿を発行する場合を除き、第三者に提供することはいたしません。

4. 個人情報の管理

協会は個人情報保護管理責任者を置き、協会全体の個人情報の管理を適切な安全管理措置を講じて、個人情報の漏洩、紛失、毀損または個人情報への不正アクセス等の防止に努めます。

また、個人情報を、利用目的遂行のために業務を委託する場合は、個人情報の取扱いに関する委託先の適正な管理・監督を行います。

5. 個人情報の開示、訂正、削除

登録されている個人情報について、本人から開示、訂正、削除の請求があった場合は、速やかに対応します。また、保有する必要がなくなった個人情報は速やかに廃棄します。

個人情報保護担当窓口

一般社団法人 日本道路建設業協会 総務部

TEL : 03-3537-3056

E-mail : jrca@dohkenkyo.or.jp

(E-mail は不定期に変更する可能性があります。お気をつけ下さい。)

1. 舗装診断士資格試験の概要

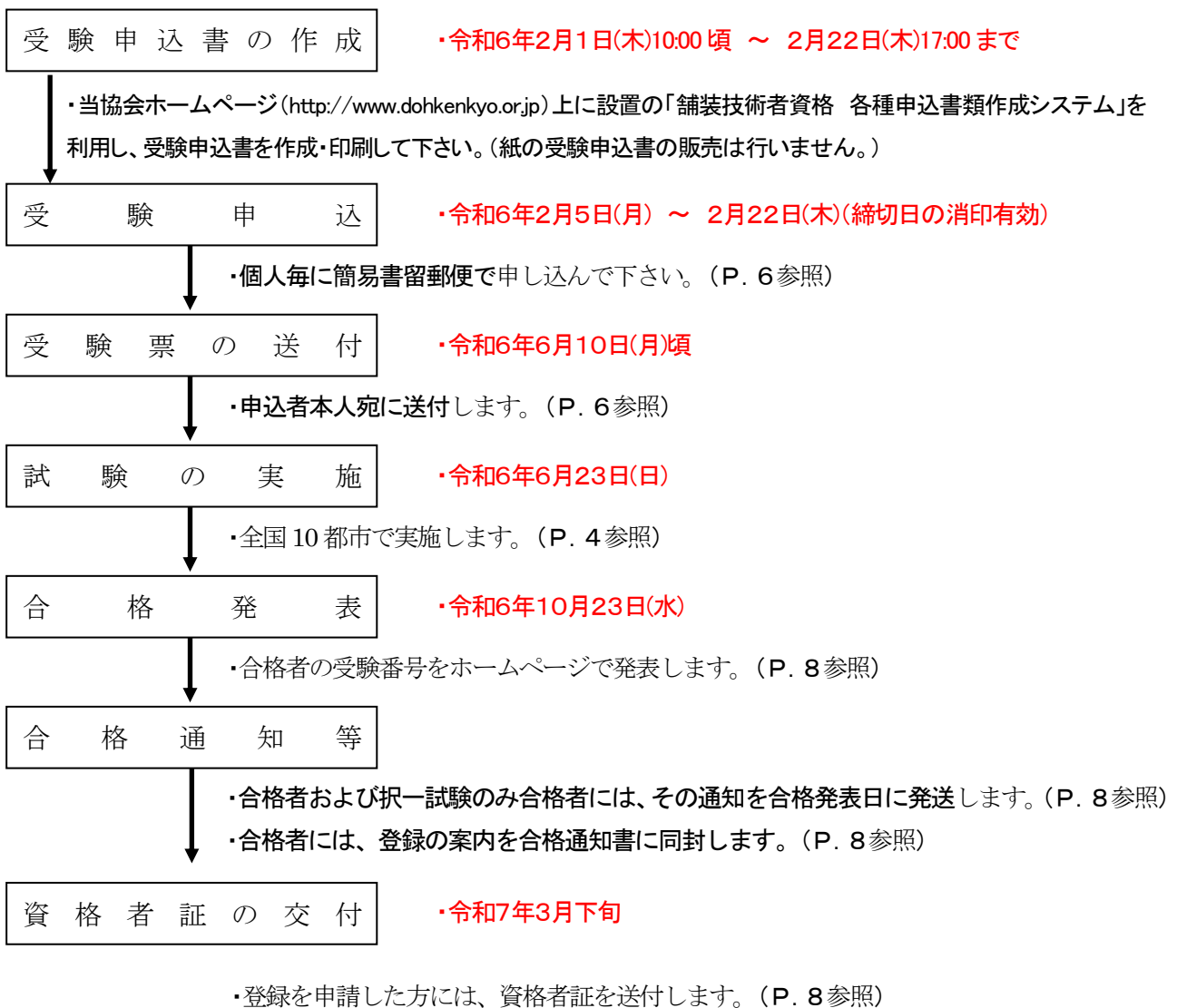
舗装診断士資格試験は、「舗装の診断に関する一連の作業ができる高い専門知識を保有する技術者を認定する資格」であり、舗装の効率的な管理・更新に寄与することを目的として、(一社)日本道路建設業協会が創設した民間資格です。なお、舗装の診断とは、既設舗装の調査・評価および維持・修繕工法の選定・設計、補修計画策定の支援であり、また必要に応じてネットワークレベルでの補修計画策定支援も含めて行えるものとして位置づけています。

舗装診断士資格試験に合格し、登録申請を行うことにより、(一社)日本道路建設業協会会長から資格者証が交付され、「舗装診断士」と称することができます。

当試験は、不正行為に対する罰則を設けています。不正の手段によって試験を受け、または受けようとした者は、合格の決定を取り消し、またはその試験を受けることを禁止します。この処分を受けた者は、その後2年間は資格試験の受験を禁止するとともに、既に舗装診断士の資格を登録している場合は、その登録を抹消します。

2. 舗装診断士の資格取得まで

舗装診断士の受験申込から資格取得までを令和6年度の予定に沿って以下に示します。



3. 舗装診断士資格試験の受験資格

(1) 受験資格

以下の【必要保有資格】欄に示すいずれかの資格保有者で、7年以上の舗装関連業務（計画、調査、設計、監理・監督、工事、試験、評価、技術開発等）の業務経歴があり、さらにその中で、舗装の計画、調査、評価に関する1年（または3件：期間は問わない）以上の実務経験があることを受験資格とします。

なお、舗装の工事等において、補修工事の施工前調査（機器を用いた調査の他、目視調査も含む）、舗装の調査・診断により補修工法提案を行った業務や、補修工事の実施段階で調査等の提案・実施を行い設計変更された業務などは実務経験として取り扱い、また、これらに類する業務（新設・改築も含む）も同様とします。（実務経験は、原則、公印をお持ちの勤務先の代表者（社長、支店長、営業所長等）の証明が必要です。）

【必要保有資格】	
① 1級舗装施工管理技術者	} なお、②～④の資格については、「2級舗装施工管理技術者」資格を有している者。
② 技術士（部門：建設部門）	
③ 特別上級・上級等土木学会認定資格	
④ RCCM	
のいずれかの資格を保有していること。	

注1) 1級・2級舗装施工管理技術者の失効者および資格未登録者は、必要保有資格には該当しないので受験できません。（令和5年度の合格者は、舗装診断士の受験申込時点で登録者ではないため、受験できません。）

注2) 業務経歴、実務経験は、従事した期間の通算年数であり、申込書類等には〇年〇ヶ月と入力して下さい。複数業務で期間が重複している場合には、1つの経験しか認められません。なお、通算年数は、令和6年3月31日現在で算定して下さい。

注3) 業務経歴、実務経験は、必要保有資格の取得前の経歴・経験も有効です。（資格取得後の経歴や経験に限定したものではありません。）

注4) 令和5年度の択一試験のみ合格者であっても、択一試験免除申請を行わず、区分③以外で受験申込をした方は、択一試験から受験しなくてはなりません。（記述試験のみの受験はできません。）

注5) 実務経験の証明について

- 1) 証明者欄には勤務先の代表者（社長、支店長、営業所長等）の署名、押印（公印、代表者印）、会社印が必要です。
- 2) 以前勤務していた会社等の経験で当時の会社の代表者等の証明がとれない場合は、現在の会社の代表者の証明でも結構です。
- 3) 受験者自身が代表者の場合は、自身で証明し、証明者との関係欄には「本人」を選択して下さい。
- 4) 会社の倒産等の理由で証明を受けられない場合は当協会までお問い合わせ下さい。

(2) 受験資格の区分

受験の区分は以下のとおりです。

区分	区分の内容
①	『1級舗装施工管理技術者』の登録者で受験
②	『技術士(建設部門)』、『特別上級土木技術者・上級土木技術者※1』、『RCCM※2』のいずれかの資格と『2級舗装施工管理技術者』の登録者で受験 ※1 (公社)土木学会資格 ※2 (一社)建設コンサルタンツ協会資格: Registered Civil Engineering Consulting Manager
③	令和5年度舗装診断士の択一試験に合格し、令和6年度受験申込時に択一試験免除申請を行い、記述試験のみで受験

4. 試験の日時および試験内容

(1) 試験の日時

	択一試験・記述試験 受験の方		記述試験のみ受験の方	
試験日	令和6年6月23日(日)			
入室時刻	9時00分		13時00分	
択一試験	受験の説明	9時15分～9時30分	—	—
	試験時間	9時30分～12時30分	—	—
記述試験	受験の説明	13時20分～13時30分	受験の説明	13時20分～13時30分
	試験時間	13時30分～16時30分	試験時間	13時30分～16時30分

※ 1 記述試験は、経験記述と専門記述で実施します。

※ 2 遅刻者の受験は、原則認めません。

(2) 試験内容

試験は、択一式(マークシート方式)および記述式(経験記述と専門記述)で実施します。

試験区分		試験内容
択一試験		舗装に関する基礎知識、舗装の管理、点検・評価、補修の計画・設計、補修工事に関する知識および技術者倫理等を問う
記述試験	経験記述	経験した業務経歴を基に業務の概要、その中で果たした役割、技術的問題点や課題と解決策、その評価等を簡潔に記述できる能力を問う
	専門記述	舗装の破損の写真、当該箇所の交通量、地域、気象、地形等の条件から推定される破損原因と根拠、実施すべき調査・試験、補修方法や道路建設時のデータ、供用年数、交通量のデータ等から破損の状況等を簡潔に記述できる能力を問う

参考：主な出題範囲等はP.10のとおりです。

5. 試験地

試験地は次表のとおりです。受験を希望する試験地を選んで下さい。

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
試験地	札幌	仙台	東京	新潟	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	那覇

6. 受験手数料

受験手数料は以下のとおりです

■適格請求書発行事業者登録番号

登録番号：T1010005018580

名称：一般社団法人日本道路建設業協会

受験の種類	受験資格の区分	受験手数料
択一試験・記述試験	区分①、②の方	16,500円(うち消費税10%:1,500円)
記述試験のみ	区分③の方(択一試験免除申請者)	8,250円(うち消費税10%:750円)

- 1) 「舗装診断士資格 各種申込書類作成システム」を用いて受験申込書を作成し出力して下さい。出力した記入例を参考に、郵便局備え付けの「払込取扱票」を使用し、個人別に払い込み、郵便局の証明印が押された「振替払込請求書兼受領証のコピー」を「振替払込受付証明書」貼付欄に、剥がれないようにのり付けして下さい。

- 2) 受験手数料は、試験の欠席者については、その理由の如何を問わず返却しません。
- 3) 以下の方については受験手数料から必要経費(択一試験・記述試験：3,000円、記述試験のみ：1,500円)を差し引いた額を返却します。

- ① 受験資格のない方、または書類不備等により受験できない方
この方には、その旨を当協会より通知します。
- ② 5月15日(水)(必着)までに文書による受験辞退の届出をした方
受験の辞退は、P.14の受験辞退届(兼 返金願)に必要事項を記入、押印のうえ、振替払込請求書兼受領証(コピー可)を貼付して**5月15日(水)(必着)までに簡易書留郵便**で提出して下さい。
受験手数料の振込のみを行い受験申込を行わなかった方も、辞退届が提出されれば、受験手数料から必要経費(1,000円)を差し引いた額を返却します。
辞退届の到着が5月15日(水)を過ぎた場合、受験手数料は返却しません。

返金の時期は、受験資格のない方、書類不備等で受験できない方には7月末頃、辞退届を提出された方には8月末頃となります。

- ③ 受験手数料の返却は、銀行振込となりますので、試験終了後に送付する通知に記載の〆切日(必着)で返送して下さい。

7. 受験申込時に必要な書類

区分	受験資格に応じて提出する書類 (A)	全員が提出する書類 (B)
①	・実務経験証明書	i) 受験申込書 ii) 振替払込請求書兼受領証のコピー iii) 本籍地記載の住民票(コピー不可) 1通 ・市区町村長の証明がないものは不可。 ・発行後6ヵ月以内のもの
②	・実務経験証明書 ・技術士、土木学会認定資格、RCCMの登録証明書・合格証明書等のコピー	iv) 証明用写真 1枚 ・たて4.5cm×よこ3.5cmのもので、脱帽、正面、肩から上のもの。 ・申込み前6ヵ月以内に撮影したもの。 ・不鮮明、スナップ写真、普通紙にプリントしたものは不可 ・写真の裏面に氏名、受験希望地を記入。
③	・令和5年度舗装診断士資格試験 択一試験免除申請書 令和5年10月25日付に当協会から送付したもの(コピー不可)を指定の貼付欄にのりづけ。	

- 注1) 1級・2級舗装施工管理技術者資格については、資格者証のコピーを提出する必要はありません。
ただし、婚姻等のため、住民票と資格者証の氏名が異なる場合は、事前に舗装施工管理技術者資格の登録事項変更手続きを行って下さい。
- 注2) 区分②で受験される方で、婚姻等のため、住民票と技術士やRCCM等の登録証明書等の氏名が異なる場合は、**戸籍抄本(コピー不可)1通**の提出が必要です。

8. 受験申込の受付

(1) 受付期間：令和6年2月5日（月）～2月22日（木）

個人別に簡易書留郵便による申込とし、**締切日2月22日（木）の消印のあるものまで有効**とします。
ただし、郵便局の日付印のないもの（料金別納・料金後納）については、締切日までに到着したものに限り受け付けます。**期限厳守**ですので早めに申し込んで下さい。

(2) 提出先：〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館3階

(一社)日本道路建設業協会 舗装技術者資格試験委員会 事務局

(3) 受験申込上の注意

- 1) 書類に不備があると受験できません。
- 2) 書類提出後の追加記入や誤記入の訂正はできません。
- 3) 申込書類は封筒に受験者1人分だけ入れて下さい。（1つの封筒に複数人分の封筒をまとめて入れるのは不可）
- 4) 持参による申込みはできません。
- 5) 提出された書類は返却しません。
- 6) 車イス利用、健康上の問題等、試験場において配慮が必要な方は、5月15日（水）（必着）までに、その旨を文書にて当協会事務局まで申し出て下さい。当日の申し出には対応しかねます。

9. 受験票の送付

1) 受験票は令和6年6月10日（月）頃、送付します。受験票には、受験番号、試験場等が記載してあります。

6月14日（金）を過ぎても受験票が届かない場合は、必ず当協会事務局にお問合せ下さい。
連絡がない方は、理由の如何にかかわらず欠席扱いとなります。

2) 受験資格のない方および書類不備等により受験できない方には、その旨を通知します。

※ 受験票送付先を変更する方は、P. 11の『書類送付先・氏名・本籍地等変更（訂正）届』に必要事項を記入のうえ**5月22日（水）（必着）**までに提出して下さい。

※ 氏名および所属（勤務先）の漢字が外字・俗字等の場合、パソコン対応漢字（JIS 第1水準、第2水準まで）にて記載することがありますので、ご了承下さい。

10. 受験地の変更

1) 受験地の変更は、転勤、転居等やむを得ない場合を除いて認めません。これらの理由によって受験地を変更する場合は、下記により手続を行って下さい。

① **5月15日（水）（必着）**までに受験地を変更する場合は、P. 11の『書類送付先・氏名・本籍地等変更（訂正）届』（以下、変更届という）に必要事項を記入のうえ提出して下さい。当協会から変更した受験地が記載された受験票を送付します。

② **5月16日（木）以降**に受験地を変更する場合は、下記の資料の送付が必要となります。

当協会から受験地変更許可書等を送付します。指定された**試験場の受付に受験地変更許可書と既に届いている受験票の両方**を持参のうえ受験して下さい。

- P. 11の変更届
- 変更理由の証明となるもの（住民票、辞令のコピー等）
- 返信用封筒（定形サイズの封筒に簡易書留郵便の434円切手を貼付して宛先を明記したもの。ただし、速達の場合は260円分追加）

2) **書類の到着が6月17日（月）（必着）を過ぎた場合、受験地の変更はできません。**

※書類は必ず簡易書留郵便で送付して下さい。

1 1. 住所等の変更

(1) 受付期間

申込書類の提出後に住所等の書類の送付先、氏名等に変更があった場合には、P. 1 1の変更届に必要な事項を記入のうえ**5月22日(水)(必着)まで**に簡易書留郵便で提出して下さい。なお、**期限内に変更届を提出しないと、受験票が届かないこととなります。**

受験後に書類の送付先(住所、氏名、勤務先等)に変更があった場合には、P. 1 1の変更届に必要な事項を記入のうえ**10月2日(水)(必着)まで**に簡易書留郵便で提出して下さい。

※上記にかかわらず住所変更された方は、郵便局で転居・転送手続きをされることお勧めします。

1 2. 受験の辞退

受付の辞退は、P. 1 1の受験辞退届(兼 返金願)に必要な事項を記入、押印のうえ、振替払込請求書兼受領証(コピー可)を貼付して**5月15日(水)(必着)まで**に簡易書留郵便で提出して下さい。

辞退届の到着が5月15日(水)を過ぎた場合、受験手数料の返金はしません。

※受験手数料の返金については、P. 4の6. 受験手数料を参照して下さい。

1 3. 受験にあたっての注意

(1) 受験に必要なもの

1) 受験票：必ず持参して下さい。受験票がないと試験室に入れません。

2) 筆記用具：鉛筆またはシャープペンシル(HBまたはB)、消しゴム。

※計算機、スマートウォッチ等のウェアラブル端末は使用できません。

(2) 試験場における注意

1) **指定された試験場以外での受験はできません。**

2) 試験当日は、9時15分～9時30分および13時20分～13時30分の間に受験に関する説明がありますので、**それぞれの時間までに指定の試験室に入室**して下さい。また、**記述試験のみを受験する方は**、13時20分～13時30分の間に受験に関する説明がありますので**13時20分までに指定の試験室に入室**して下さい。遅刻は、原則認めません。

3) 指定の席に着き、受験票は机の上に置いて下さい。

※机に貼られている座席票およびマークシートには、受験番号とカナ氏名が印刷されています。

受験申込データのカナ氏名に誤りがあった場合には、後日、変更届に正しいカナ氏名を記入のうえ提出して下さい。

4) 択一試験、記述試験ともに試験開始後1時間以内は退室できません。退室した場合は、択一試験、記述試験とも失格となります。

5) 試験終了前の10分間は退室できません。

6) 択一試験の試験問題用紙および記述試験の試験問題・解答用紙の余白を計算等に使用することは差し支えありませんが、受験票および座席票には如何なる記入も一切禁止します。

7) 試験問題・解答用紙の持ち帰りはできません。ただし、択一試験の試験問題用紙は、択一試験終了時刻まで在席した方のうち希望者に限り持ち帰ることができます。

8) 試験室では、監督者等の指示に従って下さい。不正行為があった場合および監督者等の指示に従わない場合は、退場を命じます。この場合、択一試験、記述試験とも失格となります。

9) 不正行為とみなされた場合は、その後2年間は資格試験の受験を禁止するとともに、既に舗装診断士の資格を登録している場合は、その登録を抹消します。

- 10) 喫煙は、指定場所以外では厳禁です。また、試験中、試験室内での飲食は厳禁です。
水分補給のため700ml以下の蓋付きペットボトル1本に限り、試験中自己の責任において、机上に置いて飲むことを認めます。ただし、瓶、缶、水筒、ペットボトルカバー等は認めません。
- 11) 試験場によっては、弁当、飲物等を入手できない場合があります。
- 12) 試験中、試験室内では、携帯電話等の電子機器は必ず電源を切って下さい。時計代わりにの使用も禁止します。また、スマートウォッチ等のウェアラブル端末の使用も禁止します。

14. 合格発表

(1) 合格発表 令和6年10月23日(水)

(2) 合格者および択一試験のみ合格者の受験番号の掲示

合格者および択一試験のみ合格者の受験番号を令和6年10月23日(水)10時頃から当協会のホームページ(<http://www.dohkenkyo.or.jp>)に掲載します。

(3) 合格発表(通知を合格発表日に発送)

合格者には、当協会から本人宛(住民票住所)に合格通知書を送付します。

また、不合格者のうち択一試験のみ合格者には、本人宛にその旨の通知および択一試験免除申請書を送付します。本件対象者は、令和7年度に限り、択一試験の免除申請を行うことにより記述試験のみで受験することができます。

記述試験のみを受験する方も、令和7年度の受験申込書類は今までと同様に、当協会ホームページ上に設置する「舗装技術者資格 各種申込書類作成システム」で受験申込書類を作成・印刷し、受験の申込みを行って下さい。(紙の受験申込書の販売は行いません。)

令和7年度に択一試験の免除申請をしない場合、および令和7年度以降に受験する場合は、択一試験、記述試験両方の受験が必要になります。(令和6年度の択一試験の結果は無効となります。)

(4) 合否の問合せ先

電話による合否の問合せは、令和6年10月28日(月)から11月8日(金)まで、下記の当協会事務局に限り受け付けます。受験者本人が受験番号で問い合わせして下さい。

なお、試験問題および採点等に関する質問・問合せについては回答致しません。

(一社)日本道路建設業協会 舗装技術者資格試験委員会 事務局 TEL 03-6280-5038

(受付時間 9:00~17:30、土、日、祝日を除く)

15. 登録申請

舗装診断士資格試験の合格者が資格者証の交付を受けるためには、(一社)日本道路建設業協会会長宛に登録申請をする必要があります。登録の案内を合格通知書と一緒に送付します。

登録申請を令和6年12月13日(金)までに行った方には、令和7年3月下旬に、令和7年3月末までに行った方には、同年5月下旬に、いずれも令和7年4月1日登録の資格者証を送付します。

16. 登録更新申請

舗装診断士資格の登録の有効期間は5年間であり、5年ごとに更新する必要があります。

また、更新時には、登録者の知識および技術の維持向上のための措置として技術講習の受講が義務付けとなります。技術講習に関する具体的な実施方法や内容等については、該当される方に書面にて通知します。

参 考

出題範囲等

分 類	項 目	舗装診断士の知識として要求される事項等
基礎知識	①舗装技術の変遷	舗装技術(新設、補修)の変遷 補修(維持・修繕)の意義と必要性
舗装の管理	①アセットマネジメント	社会資本としての道路整備に関する基本的知識 アセットマネジメントによる補修の効率化
	②舗装マネジメントシステム	舗装マネジメント手法に関する知識
点検・評価	①舗装性能とその評価	舗装に要求される性能、舗装構造の評価に関する基本的知識
	②舗装の点検・調査技術	舗装の点検・調査・解析技術に関する知識とその適用
	③評価判定	舗装の破損および変状の評価・判定能力 (材料、製造、施工、気象、供用条件等)
	④安全・環境管理	現場調査・試験時の安全・環境管理対策
補修の 計画・設計	①要求性能の設定	考慮すべき事項と舗装の性能指標
	②路面・構造設計	路面設計の定義と路面設計手法 舗装の材料設計および構造設計に関する総合的な知識 設計が舗装性能(力学特性・挙動)に及ぼす影響 橋面舗装の特殊性
	③排水設計	土工部の排水対策 橋面舗装の排水対策
	④維持・修繕工法	舗装の維持工法に関する総合的な知識 維持工法が舗装性能に及ぼす影響 舗装の修繕工法に関する総合的な知識 修繕工法が舗装性能に及ぼす影響
補修工事に 関する知識	①使用材料	材料特性が舗装性能に及ぼす影響 舗装材料の製造・運搬に関する総合的な知識 製造や運搬が舗装性能に及ぼす影響
	②施工方法	舗装全般の施工に関する総合的な知識 施工方法が舗装性能に及ぼす影響 性能の確認・検査及び工事記録
	③安全・環境対策	維持・修繕工事における安全・環境管理対策
倫 理	①技術者倫理	舗装診断を行う技術者としての適正な倫理観

令和6年度 舗装診断士資格試験
書類送付先・氏名・本籍地・受験地等 変更(訂正)届

令和6年 月 日

一般社団法人 日本道路建設業協会
会 長 殿

受験申込事項に変更がありましたので、下記により変更を申請いたします。

申込時の受験地

申込時の氏名

フリガナ		
氏名	(氏)	(名)

生年月日

昭和 平成	年	月	日
----------	---	---	---

整理番号



※必ず押印して下さい。

変更内容 (該当項目のみ記入して下さい)

[受験票送付先変更期限] 5月22日(水)必着

[受験地変更期限] 6月17日(月)必着

[合格通知送付先変更期限] 10月2日(水)必着

①受験票の送付先変更

新送付先 (該当番号を○で囲んで下さい)

1. 住民票住所	2. 勤務先
----------	--------

提出先: 〒104-0032

東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館3階

(一社)日本道路建設業協会 舗装技術者資格試験委員会 事務局

②住所変更 (合格通知は住民票住所宛に送付します。)

フリガナ			
新住所 (住民票住所)	自宅TEL ()	携帯TEL ()	〒 [][][] - [][][][]

③勤務先変更

フリガナ		
勤務先名	所属 部署	
フリガナ		
所在地	TEL ()	FAX ()
	〒 [][][] - [][][][]	

④氏名変更

戸籍抄本を添付して下さい。

旧氏名			新氏名		
フリガナ	(氏)	(名)	フリガナ	(氏)	(名)
氏名			氏名		

⑤本籍地変更

戸籍抄本または本籍地記載の住民票を添付して下さい。

旧本籍地	→	新本籍地	※同一都道府県内での変更は届出の必要はありません。
<input type="text"/>		<input type="text"/>	

⑥受験地変更

5月16日(木)~6月17日(月)は、添付資料が必要となります。(P.6参照)

旧受験地	→	新受験地	理由
<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>

令和6年 月 日

一般社団法人 日本道路建設業協会
舗装技術者資格試験委員会 事務局 行

受験辞退届(兼 返金願)

私は、令和6年度「舗装診断士 資格試験」の受験を辞退いたします。

受験の種類	どちらかを○で囲んで下さい 択一・記述試験 記述試験のみ	受験希望地	
申込者氏名	印		
生年月日	昭和 平成	年 月 日	
辞退の理由			
連絡先 <small>(日中確実に書類を受け取れる所を記入して下さい)</small>	<small>(勤務先宛の場合には、勤務先名称まで記入して下さい)</small> 〒 — TEL — — FAX — —		

※上記連絡先宛に、試験終了後に受験手数料(必要経費差引き額)の振込先記入用紙を送付します。

◎下記のうち、該当する番号(1つ)に○をつけて下さい。

1. 受験申込書類を提出済み
2. 振込のみで、受験申込書類は提出していない
3. その他

振替払込請求書兼受領証
貼付欄
(コピー可)

[提出期限] 5月15日(水)必着

- ①試験場への交通手段は、電車・バス等の公共交通機関を利用して下さい。
- ②公共交通機関においては、気象状況等により運休区間や臨時運行区間が生じる可能性があります。予め交通情報を確認し、試験当日は十分に余裕をもって試験場に到着して下さい。
- ③事前に、天災または公共交通機関の遅延・運転停止などにより、受験できない等の状況が見込まれる場合の措置については、当協会のホームページにてご確認ください。
- ④試験場やその周辺には駐車できませんので、自動車・バイク等での来場は固くお断りします。
- ⑤駐車違反等の呼び出しで試験室を離れた場合、再入室をお断りします。

令和6年度

受験の手引き

発行所 一般社団法人 日本道路建設業協会

舗装技術者資格試験委員会 事務局

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1

東京建設会館3階

TEL. 03-6280-5038

FAX. 03-6280-5040

<http://www.dohkenkyo.or.jp>